令和３年度

柏市立土中学校

＜いじめ防止基本方針＞

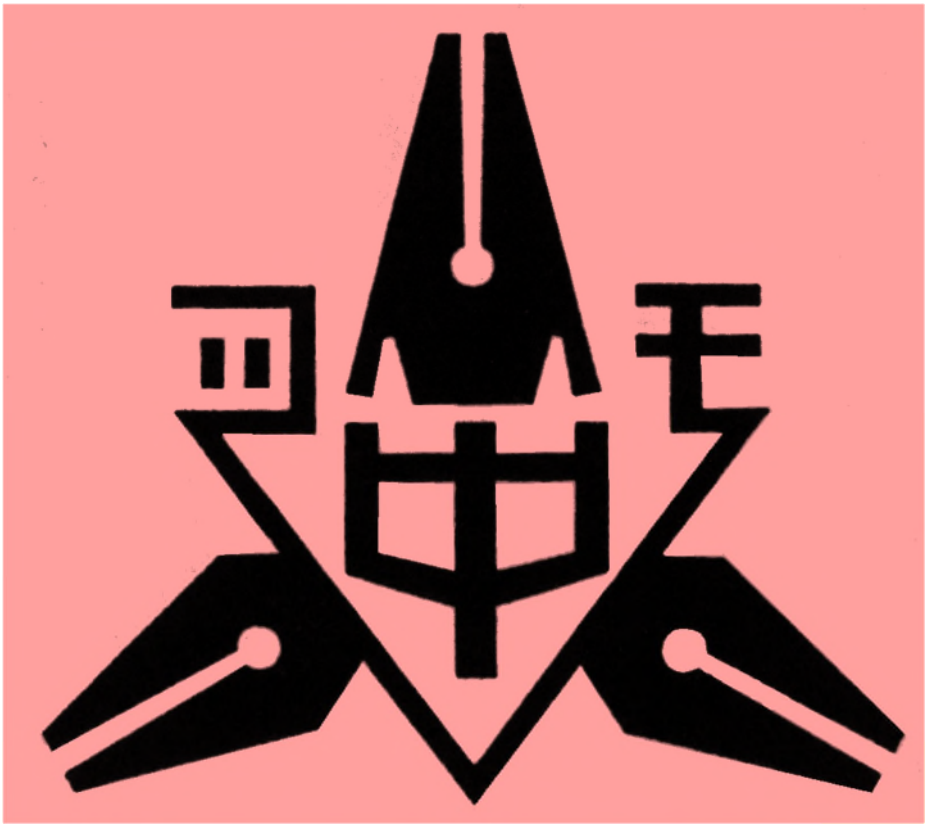

目　次

１．基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ３

２．組織及び組織図・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ４

３．いじめの未然防止について・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５

４．いじめの早期発見について・・・・・・・・・・・・・・Ｐ５

５．いじめの相談・通報の体制について・・・・・・・・・Ｐ６、７

６．いじめを認知した場合の対応について・・・・・・・・Ｐ６、７

７．指導について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ７、８

８．重大事態への対応について・・・・・・・・・・・・・Ｐ９

９．公表・点検・評価等について・・・・・・・・・・・・Ｐ９

１０．年間指導計画について・・・・・・・・・・・・・・・Ｐ１０

柏市立土中学校　いじめ防止基本方針

柏市立土中学校　生徒指導部

１．　いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

１．いじめ防止等の対策に関する基本理念

いじめは全ての生徒に関係する問題であり、いじめの防止の対策は、全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるように、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなることを旨とする。

また、全ての生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめは犯罪行為であること、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、生徒や保護者に十分に説明し、理解を得られるようにする。加えて、いじめ防止の対策は、いじめを受けた生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指すものである。

いじめは絶対にいけない行為である。千葉県いじめゼロ子どもサミットで宣言された「やめる勇気」「とめる勇気」「はなす勇気」「みとめる勇気」の四本柱で決意表明されたように、いじめゼロ宣言を掲げ、教科指導、生活指導をはじめ、生徒自ら組織的にいじめに取り組む姿勢を確立し、あらゆる観点からアプローチを図る。

「いじめが絶対に許されない」と正しく認識し、いじめへの対処を理解し、行動できる力を身につけることが大切である。更に「いじめを放置しない」ことを可能にする環境作りが必要である。本校では、**「いじめを絶対にゆるさない」**という精神を全職員が共有し、全教育活動に取り組む。

(1)　「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を持つ。
(2)　いじめられている子どもの立場に立った親身の指導を行う。
(3)　いじめの問題は、教師の（児童）生徒観や指導の在り方が問われる問題であると理解する。
(4)　家庭･地域社会など全ての関係者と情報を共有し、連携を図り、一体となっていじめの問題の克服に取り組む。

２．生徒の責務

(1)　全ての生徒は、いじめを行ってはならない。
(2)　全ての生徒は、いじめを認識しながらこれを放置してはならない。
(3)　全ての生徒は、いじめが心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する理解を深めなければならない。

３．学校及び教職員の責務

(1)　学校及び学校の教職員は、関係者との連携を図りつつ、学校全体でいじめの防止、及び早期発見に取り組まなければならない。
(2)　学校及び学校の教職員は、在籍する生徒がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速に、これに対処しなければならない。

４．いじめの定義（法第２条）

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの。

２．いじめ防止等のための対策の内容に関する事項

１　いじめ防止等のために学校が実施すべき施策

（１）学校におけるいじめ防止等の対策のための組織等

ア．いじめ防止対策委員会の設置

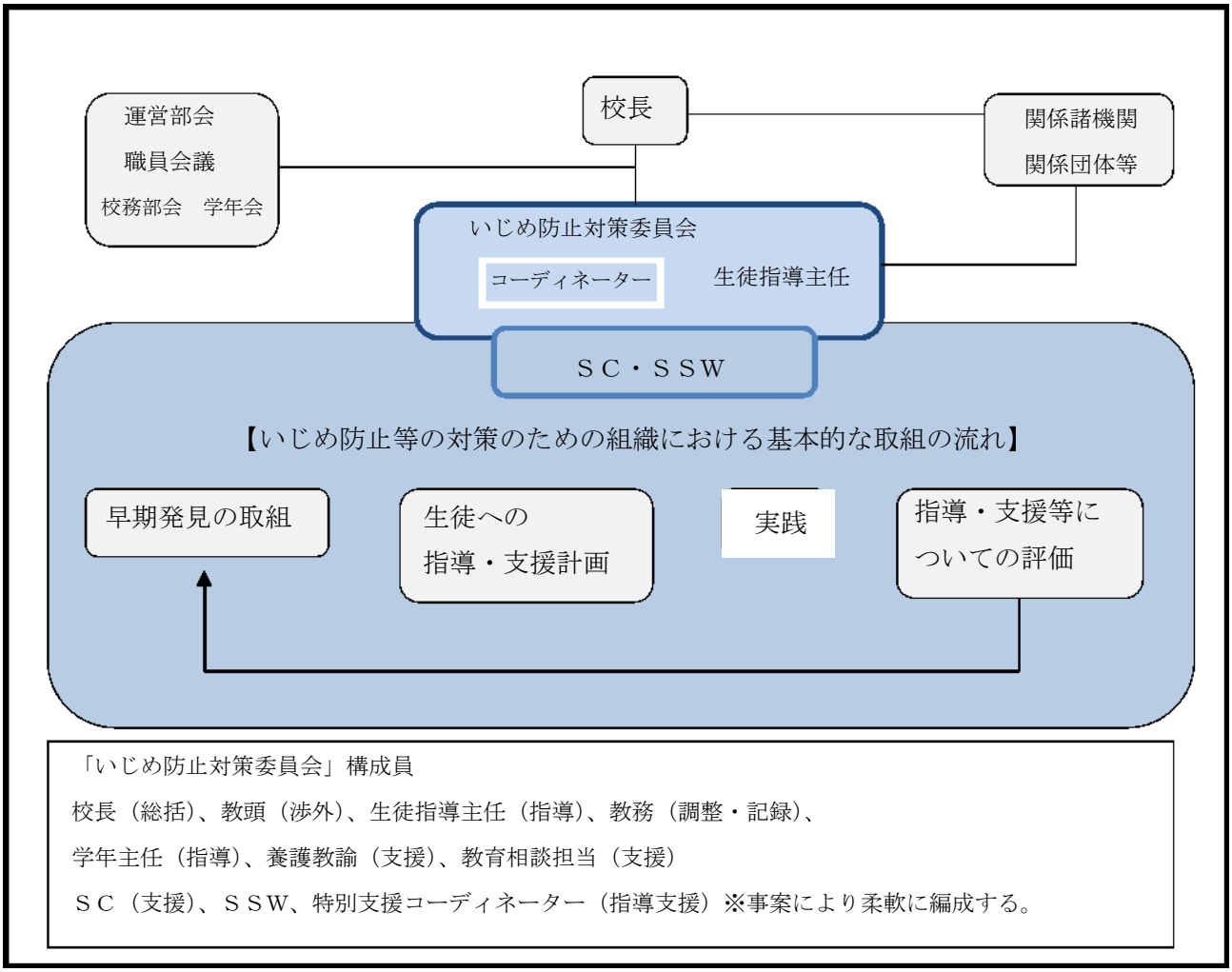

イ．組織の役割

(ｱ)　学校基本方針に基づく取組の実施や、具体的な年間計画の作成･実行･検証･修正の中核としての役割

(ｲ)　いじめの相談･通報の窓口としての役割

(ｳ)　いじめの疑いに関する情報や、生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割

(ｴ)　いじめに対する組織的対応の中核としての役割

ウ．会議の開催

(ｱ) 学期に２回の定例会の開催

(ｲ) いじめ事案が発生した場合はすみやかに集合し、緊急会議を実施

２　学校におけるいじめの防止等に関する措置

（１）いじめの未然防止について　生徒、保護者への啓発活動としての取り組み

①教頭・主幹教諭・校長が計画的に校内を見回り、いじめに対してのアンテナを高く持ち、学校にいじめを許さない風土を作り上げていく。

②本校のウェブ・サイトでいじめ防止についての基本方針を掲載すると共に、毎月発行の学校便りや学年便り、保健便り、また柏市いじめ対策リーフレット等の家庭への配付物を通して、生徒への指導、保護者への協力を求める。

③学級・部活動における活動の中で、担任・部活動顧問が常にいじめを許さないという態度を示し、その態度が生徒の中に涵養していくように努める。

④教職員の不適切な発言（差別的な発言や生徒を傷つける発言）や、体罰がいじめを助長することを十分認識し、適切な指導を常に心がけ、感情的になることなく、冷静に生徒の指導に当たる。学校は常に安全・安心に生活できる場であることを認識し、いかなる暴力・暴言を排除するように努める。

⑤生徒指導の機能を生かした「わかる授業」の展開（生徒一人一人に自己存在感を持たせる場面や自己決定の場面を与える）が、自己有用感を高めることを教職員が認識する。生徒一人一人を大切にし、認めることが、いじめを含めた問題行動の未然防止につながることを自覚し、生徒の指導に当たる。

⑥道徳は週１回の授業を欠かさずに実施し、命の大切さや思いやりの気持ちを持って生活することの大切さ等、生徒に指導する。いのちを大切にするキャンペーンも生活委員会を中心に実施する。

⑦インターネットを通じて行われるいじめ（誹謗・中傷）については、柏市補導センターや警察と連携して、丁寧に案件を扱い、処理できるようにする。また、技術科の授業における情報モラルに関する内容を、生徒に指導するとともに、生徒・保護者への啓発も行う。

⑧各学校行事に対する生徒の取り組みを支援し、生徒自らが充実感や感動を味わうことができるように、生徒の意見も学級、学年、委員会、生徒総会の場で吸い上げて、活動に生かしていけるように配慮する。

３．いじめの早期発見について基本の取り組み

いじめは、どの生徒においても起こり得るとの認識のもと、いじめの状況把握のために、毎月を基本としたアンケート調査を行い、生徒の実情を把握する。また保健委員会の取り組みとして生活実態アンケートを実施して、「早寝・早起き・朝ご飯」を啓蒙すると共に、家庭での学習時間、及びインターネットやゲーム、テレビの視聴時間等も調査する。また携帯電話（スマートホン）の所持率についても調査する。各学期に教育相談週間を設け、生徒・保護者との面談や教育相談を通して、いじめを認知する機会を持つ。学校においていじめがあった場合は、加害生徒、

被害生徒から個別に事情を聞くと共に、事実を家庭に連絡、家庭訪問し、加害生徒が直ちにいじめを止めるよう保護者に協力を求める。また被害生徒に対しては、加害生徒に保護者立ち会いの上できちんと指導し、いじめを再発させることが無いように指導したことを伝える。また被害生徒が家庭で保護者に訴えた場合は、保護者から遠慮すること無く学校に相談できるように、担任、生徒指導主任、部活動顧問、養護教諭、スクール・カウンセラーと連携しつつ取り組む。

いじめの相談・通報、いじめを認知した場合の対応（支援・指導等）

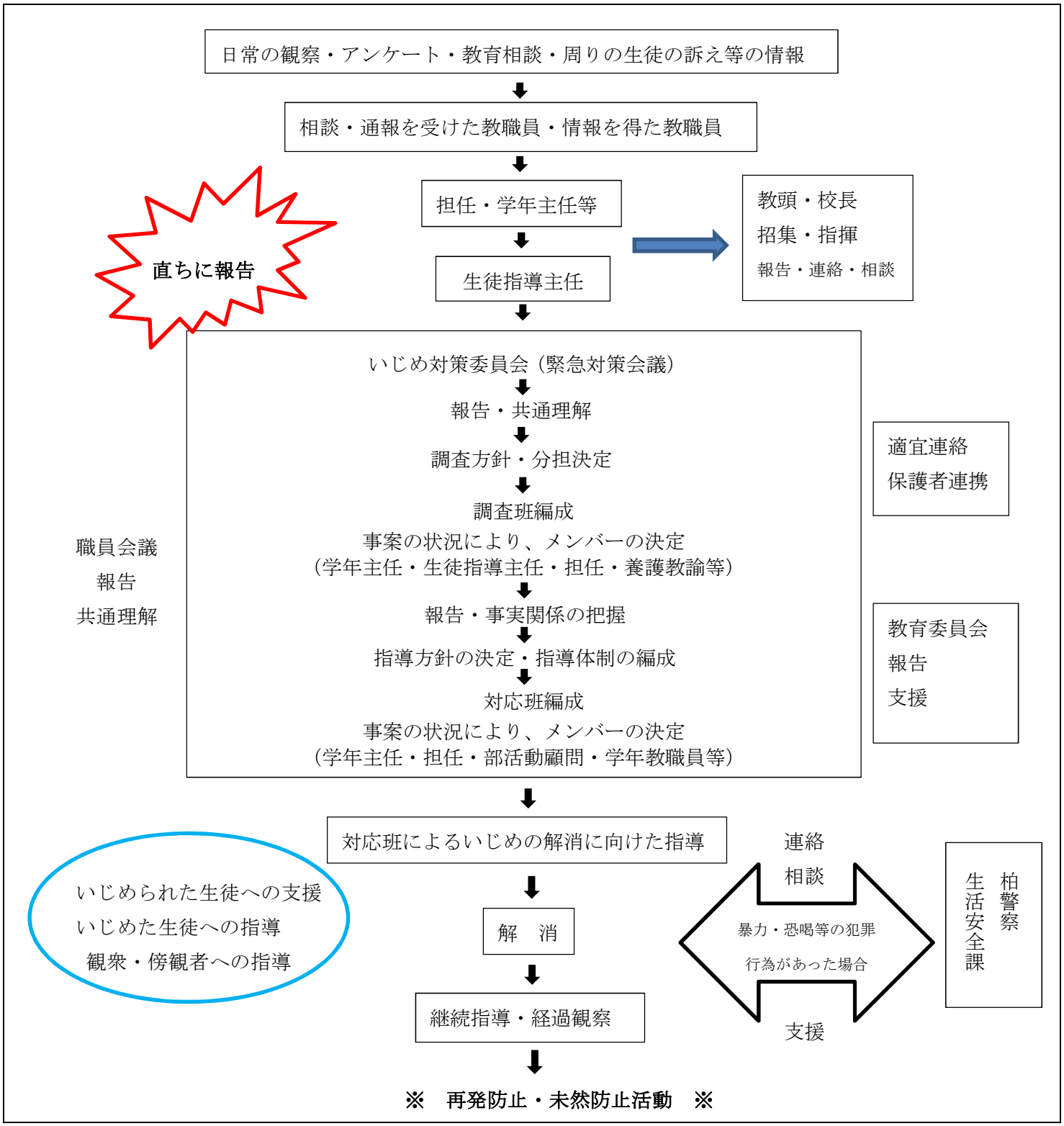

（１）いじめの相談・通報の体制について

学校におけるいじめの相談・通報窓口は、基本として担任教師となる場合が多いが本校職員の誰もが相談の窓口となるように、常に生徒の情報交換、共通理解を図ることに努める。 また関係機関との連携の窓口は教頭とする。

学校以外のいじめの相談・通報窓口として、教育委員会、柏市青少年センターの連絡先を明示し、相談できるようにする。

いじめについて相談することや通報することは、いじめゼロ宣言の「はなす勇気」を持つことである。適切な行為であり、いわゆる「SOS」であり、卑怯な行為ではないことを生徒に伝える。また、いじめられていることは「恥ずかしい」「みじめ」なことではなく、いじめている人間が「許されない」行為をしていることを、強く訴える。

（２）いじめを認知した場合の対応について

（ア）いじめ事案が発生した場合の報告連絡体制

①発見者（担任・部活動顧問）→学年主任→生徒指導主任→教頭→校長

②「いじめ防止対策委員会」の招集　いじめに対する対応について協議・検討

③警察への通報や関係機関への報告、連携は生徒指導主任が窓口となり、行う。

④いじめ被害者の心情を理解し、徹底して守り抜くことを、生徒本人と保護者に伝える。

⑤今後の対応について、「いじめ防止対策委員会」で検討した結果を説明し、不安な点を聴取し，対応策を示す。また細かな点に配慮した対応について、具体例を示す。

（イ）いじめ加害者や周辺の生徒への聞き取り調査に関する具体的な方法や留意事項

①聴取の体制は、発見者・生徒に関わる直近の教師が個別に聴取し、記録を残し、情報の共有化を図る。また聴取時間は放課後に相談室等、他の生徒の目が届かない部屋を確保して行う。

②いじめに対する訴えが、更なるいじめを生み、いじめがエスカレートしてしまうと危惧する被害者、保護者に対して、学校が責任を持っていじめ問題に取り組み、迅速対応、継続対応していく旨を伝える。

③いじめの調査結果について、被害生徒、保護者に事実関係を丁寧に伝える。また加害生徒、保護者に対しても、いじめの事実を正確に伝えて、いじめを止めるように求める。

（３）指導について

（ア）いじめ被害生徒のケア（スクールカウンセラーの活用）や、安心して学校に通学するための措置について

①いじめの被害生徒のケアについては、不安感を取り除くための措置として、保健室登校や相談室登校等、柔軟に対応できるようにする。

②いじめ加害者や傍観者に対しては、いじめは絶対に行ってはいけないこと。いかなる暴力・暴言も許されないという、毅然とした指導を生徒に継続しつつ、保護者との連携を図り、いじめ防止に努める。

（イ）いじめ被害生徒の保護者への支援について

家庭訪問等により、いじめが通告されたその日のうちに、迅速に、保護者に事実関係を伝える。いじめ被害生徒や保護者に対し、徹底して守り通すことや、秘密を守ることを伝え、できる限り不安を除去すると共に、事態の状況に応じ、複数の教職員の協力の下、いじめ被害生徒の安

全を確保する。また、いじめられた生徒にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、被害生徒に寄り添い、支える体制をつくる。安心して学習や諸活動に取り組むことができるように、いじめ加害生徒を別室で指導し、状況に応じて出席停止制度を活用して、いじめ被害生徒が落ち着いて教育を受けられる環境の確保を図る。状況に応じ、市教委や心理や福祉の専門家、警察など外部専門家の協力を得る。

（ウ）いじめ加害生徒への指導事項と、保護者への助言（被害者が非常に恐れている場合を想定し、加害生徒への具体的な指導事項を示す。

いじめ加害生徒からも事実関係の聴取をし、いじめが確認された場合、学校は複数の教職員（いじめ対策委員会）が連携し、必要に応じて心理や福祉の専門家、教員経験者、警察官経験者など外部専門家の協力を得て、組織的に、いじめをやめさせ、再発防止の措置をとる。また事実関係を聴取したら、迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や、納得を得た上で学校と保護者が連携して、以後の対応を適切に行えるよう保護者に協力を求め、継続した助言を行う。

いじめ加害生徒への指導は、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。尚、いじめた生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該生徒の安心・安全・健全な人格の発達に配慮する。生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーには十分に留意して、以後の対応をする。

いじめの状況に応じて、心理的な孤立感・疎外感を与えないように、一定の教育的配慮の下、特別の指導計画の他、更に出席停止や警察との連携による措置も含め、毅然とした対応をする。但し、懲戒を加える際には、いじめには様々な要因があることを鑑み、主観的な感情で一方的に行うこと無く、教育的配慮に十分留意して、いじめ加害生徒が自らの行為の悪質性を理解し、健全な人間関係を育むことができるよう、成長を促す目的で行うこととする。

（エ）いじめ加害者への指導の観点から特別指導に関する内規を点検し、関係する内容を生徒、保護者に周知する。

①いじめ加害者への特別指導については、いじめに関する事実関係を聴取した後、その事実に対していじめ加害者である生徒が反省せず、いじめ被害者に対し再発の恐れがある場合には、迅速にいじめ加害者の保護者に連絡し、その保護者の理解、納得を得た上で行うこととする。重大事案については当然、警察との連携による措置が執られるが、いじめ加害者への特別指導は、いじめは人格を傷つけ、生命、身体または財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させることを目的とする。出席停止の措置は、いじめ対策委員会の協議において、いじめ加害者がいじめ被害者に対し逆恨み等の感情を抱き、再発の恐れが危惧される場合に、保護者の同意を得て実施する。その際、警察や青少年センター等の関係機関と連携し、いじめ加害生徒にいじめという行為が悪質であることを理解させ、健全な人間関係を構築できるよう、助言や支援ができる体制をつくり、指導する。

②いじめの加害・被害という二者関係でなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「はなす勇気」の指導をきちんとし、再発防止に役立てる。従って、いじめを見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えさせる。たとえ、いじめをやめさせることはできなくても、教職員や保護者に知らせる勇気を持つよう指導する。また、はやし立て

たり面白がったりするなど同調していた生徒に対しては、そのような行為は、いじめに加担する行為であることを理解させる。同時に学級、学年、学校全体で、いじめは絶対に許されない犯罪行為であり、根絶しようという態度を行き渡らせるよう、話し合うなど必要に応じた指導をする。

いじめの解決とは、加害生徒が被害生徒に謝罪して終わるものではなく、その両者をはじめ、他の生徒との人間関係の修復を図り、生徒集団が好ましい集団活動を取り戻して、新たな活動が踏み出せるようにすることである。全ての生徒が集団の一員として、互いに尊重し認め合える人間関係を、構築できるような集団作りを進める努力をする。

（４）重大事態への対処について

（ア）重大事態についての基準

①法第２８条に則り、第１号の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認めるときに相当するもの

ア　生徒が自殺を企図した場合

イ　生徒が身体に重大な傷害を負った場合

ウ　金品等に重大な被害を被った場合

エ　精神性の疾患を発症した場合

②第２号の「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある」と認めるときの「相当の期間」は、年間３０日を目安とするが、当該生徒が一定期間、連続して欠席するような場合には、その目安にかかわらず、迅速に調査することとする。

※毎月行ういじめ調査アンケートの結果、いじめと認知するものについては、迅速に調査する。

③児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、学校が重大事態とは言えないと考えたとしても、重大事態が発生したものとして対策組織をつくり、調査・報告をする。

（イ）重大事態が発生した場合の対応

①直ちに、いじめ防止対策委員会（P. ４組織参照）を招集し、いじめ行為が「いつ、誰から行われ、どのような態様か、背景事情や人間関係、学校・教職員の対応」等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にする。実態把握・協議検討・対応を速やかに行う。

②重大事態の報告（連絡体制）

ア.

イ．必要に応じて警察等関係機関にためらわず通報する　・・・生徒指導主任

ウ．学校いじめ対策組織の招集　・・・校長及び教頭

エ．具体的な調査方法　・・・校長からの指示で

オ．警察への通報など、関係機関との連携は生徒指導主任が窓口となる

４．公表・点検・評価等について

（１）学校いじめ防止基本方針をホームページで公表する。

年度毎にいじめ問題への取組を、保護者、生徒、所属職員等で評価する。また学校評価 の項目に加え、次年度の資料とする。

（２）学校いじめ防止基本方針の見直し規定について

毎年度にいじめ防止基本方針の見直し規定について見直し、規定があれば次年度に生かせるようにする。

１０．年間指導計画

	学校行事	道徳	特別活動	生徒指導
4 月	始業式・入学式 保護者会・PTA 総会 学力調査・家庭確認	いじめについての 題材①	新入生歓迎会 生徒総会への取り 組み（自主性を育む）	学校生活についての全校集会 いじめ状況調査
5 月	中間テスト･生徒総会 教育課程説明会	道徳教材（教科書）	校外学習に向けて （規範意識を養う）	生活アンケート 三者面談・教育相談 いじめ状況調査
6 月	1 年生校外学習 2 年生林間学校 3 年生修学旅行 学校公開 期末テスト	道徳教材（教科書）	校外学習 （責任感・協力性を養う）	いじめ状況調査
7 月	保護者会・終業式	道徳教材（教科書）		いじめ状況調査 夏祭りパトロール
8 月	小中合同研修会 夏季研修			夏祭りパトロール
9 月	始業式 体育祭	いじめについての 題材②	体育祭練習 （集団行動・協力性）	いじめ状況調査
10 月	中間テスト 東葛駅伝	道徳教材（教科書）	文化祭・合唱コンクールへの取り組み （協力性・自主性）	いじめ状況調査
11 月	文化祭 合唱コンクール 期末テスト	道徳教材（教科書）	2 年職場体験学習 （キャリア教育） ※予定	生活アンケート 三者面談・教育相談 いじめ状況調査
12 月	学校公開 保護者会・終業式	道徳教材（教科書）		いじめ状況調査
1 月	始業式 新入生保護者説明会	いじめについての 題材③		いじめ状況調査
2 月	学年末テスト	道徳教材（教科書）	３年生を送る会への取り組み（感謝）	生活アンケート 教育相談 いじめ状況調査
3 月	3 年生を送る会 卒業式・修了式 保護者会・辞校式			いじめ状況調査